

# 大垣女子短期大学における気象警報発表時の授業等の取扱いに関する要項

(平成 26 年 4 月 1 日制定)

## (趣旨)

第1 この要項は、異常気象による気象警報発表時に大垣女子短期大学学生の事故等を防止するため、気象警報発表時の授業等の取扱いに関する必要な事項を定める。

## (定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 気象警報 岐阜地方気象台が、大学所在地の大垣市及び大垣市を含む西濃圏域の市町に発表する特別警報(大雨、大雪、暴風、暴風雪)及び暴風警報をいう。
- (2) 授業等 授業及び定期試験期間における試験をいう。
- (3) 実習等 幼稚園、保育所、社会福祉施設等、医療機関等外部機関での各実習をいう。

## (休講措置)

第3 授業等の日において、気象警報発表に伴う休講及び休講解除の措置は、次のとおりとする。また、休日に行う行事等もこれに準ずる。

- (1) 午前6時30分時点で気象警報が発表されている又は発表された場合は、その日の1时限及び2时限の授業等は休講とする。
- (2) 午前6時30分を過ぎて気象警報が発表された場合は、発表時点から授業等を休講とする。
- (3) 上記(1)及び(2)の場合、午前10時30分までに気象警報が解除された場合は、3时限以後の授業等を行う。
- (4) 午前10時30分時点で気象警報が継続して発表されている又は発表された場合は、その日の授業等はすべて休講とする。

## (特別休講)

第4 第3以外の休講措置は、大垣女子短期大学学科長会議において審議し、学長が決定する。

## (遠隔授業等の取扱い)

第5 第3にかかわらず、インターネット等を活用した対面によらない授業及び試験(以下「遠隔授業・試験」という。)の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) オンデマンド型(教員が講義資料や課題をインターネット上に用意し、学生は決められた期間内の好きな時にアクセスするもの)の遠隔授業・試験は休講としない。
- (2) 同時配信型(リアルタイム配信型)の遠隔授業・試験は休講としない。ただし、当該遠隔授業・試験担当教員が休講とする場合は、この限りではない。
- (3) 停電及びインターネット回線異常によって配信又は受信ができない場合は、休講とする場合がある。

## (周知方法)

第6 休講措置の周知は、次に掲げるところによる。

- (1) 教務・入試広報課は、学生に対して掲示等により速やかに周知する。ただし、授業等実施中の場合は、その授業担当教員を通じて周知を図る。
- (2) 担当授業等が休講となる非常勤講師については、教務・入試広報課から電話等により速やかに周知を図る。
- (3) 本学のホームページ等に掲載して周知を図る。
- (4) その他必要な措置を講じて周知を図る。

## (警報の確認)

第7 警報の発表及び解除の確認は、インターネット、テレビ、ラジオ等の発表によるものとする。

## (実習等)

第8 実習等においては、各実習先の措置によるものとする。

(休講措置の補充)

第9 休講措置の補充については、適当な時期に補講等により補充しなければならない。

(その他)

第10 第1から第8までに定めるもののほか、津波、地震その他不測の事態が生じた場合についても、第8までの定めを準用する。

第11 本要項に定めるもののほか、各種交通機関等において大規模な事故等により、多くの学生の通学等の手段に大きな支障が生じ、授業等の実施が困難であると認められる場合については、第4により学長が決定する。

第12 学生等が居住する地域において、気象警報等の発表により通学が極めて困難である状況下においては、安全を第一に考え、通学に関して安全が確保できる状況になるまでは自宅で待機することとし、後日その状況等を教務・入試広報課に届け出るものとする。

(要項の改廃)

第13 この要項の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附則

1. この要項は、平成26年4月1日から実施する。

2. 一部改正したこの要項は、平成27年4月1日から実施する。

3. この要項は、令和3年4月1日から実施する。

4. この要項は、令和4年4月1日から実施する。